

第3号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
(東灘区向洋町東2丁目)

計 画 書

名 称	敷地の位置	面 積	備 考
一般廃棄物処理施設	東灘区向洋町東2丁目	約 1.4 ha	<ul style="list-style-type: none">・施設概要 一般廃棄物（木くず）の破碎施設 (処理能力：28 t／日)・事業者 大栄環境株式会社

理 由

当施設は、産業廃棄物処理施設の設置許可を受け、事業者が産業廃棄物に該当する木くず等を破碎処理し、再利用を行っている。

このたび既存施設を用いて、処理品目に公園管理等に伴い発生する一般廃棄物に該当する木くずを追加し、再利用を図るものである。

当敷地は、工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められる。

(参考)建築基準法関係条文抜粋

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。